

ETCセットアップ申込受付手順の変更について

平成28年7月1日より、車検証に記載の使用者以外の方からの「ETC及びETC2.0車載器のセットアップ申込み」には、

車検証記載の使用者からセットアップ申込者[※]への
委任状が必要です。

※使用者の代理でセットアップの申込をする方

<手順変更の理由>

ETC及びETC2.0サービスを利用されるお客様が、**各種利用規程[※]を承諾されたことを明確にする**為、手順の変更を実施しました。
ご理解、ご協力をお願い致します。

※有料道路事業者などが定めた規定で、以下規程の内、利用される車載器に関する規程に承諾する。
「ETCシステム利用規程、二輪車ETC登録規約、ETC2.0車載器DSRC部使用規程、車載器のID付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針」

～ 委任状の記入及び取扱い時の注意事項 ～

1. 言葉の定義

- (1)委任者 「車検証に記載の使用者」がこれにあたります
- (2)代理人 委任者に代わり、使用者の代理で「車検証に記載の車両に、車載器のセットアップの申込を行う全ての者[※]」がこれにあたります。
※セットアップ申込書を記入するまでに、複数の仲介人（業者）が介在する場合は、全ての者が代理人の位置づけとなります。
また、最終的にセットアップ申込書を記入する方が、委任状に記載の最終代理人となります。

2. 委任状

- (1)書式 基本的には、ETC総合情報ポータルサイト又はセットアップ管理情報サイトに掲載の書式をご活用下さい。
但し、複数の代理人の記載が必要な場合の書式については、当機構が用意した委任状の内容を全て網羅することを前提に別途作成頂くことは可能です。
(複数代理人の書式についてご不明な点は、ITS-TEAにご相談下さい。)
- (2)取扱い 委任状は、セットアップ店に「**原本を5年間**」保管します。
コピーやFAX等原本では無い場合、セットアップは受けられません。